

会員規約改訂新旧表(郵便局値上げ対応)

現(23/11 版)	新(24/10 版)
<p>コメリカード会員規約</p> <p>第 11 条 (費用等の負担)</p> <p>(1) 本人会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払に要する費用(送金手数料等)を負担します。</p> <p>(2) 本人会員は、カード利用に関し、次の費用を当社の請求により、支払います。</p> <p>①カードご利用代金明細書について、当社が郵送でお送りする場合の手数料 110 円(税込み)ただし、電磁的方法によるご利用代金明細書の提供を受けた場合、貸金業法および割賦販売法に基づき交付する場合、並びに当社が認めた場合は除きます。</p> <p>②支払遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の当社所定の再振替手数料</p> <p>③割賦販売法又は貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料</p> <p>④契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払に充てられるべきもの</p> <p>⑤強制執行の費用、競売の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの</p> <p>(3) 本人会員は、カードキャッシングを除くカード利用による支払金等の支払遅滞等、本人会員の責めに帰すべき事由により、当社が振込用紙を送付した場合の振込用紙送付手数料(1回につき 220 円(税込み))、当社が訪問集金した場合の訪問集金費用(1回につき 1,100 円(税込み))を、当社の請求により、支払います。</p>	<p>コメリカード会員規約</p> <p>第 11 条 (費用等の負担)</p> <p>(1) 本人会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払に要する費用(送金手数料等)を負担します。</p> <p>(2) 本人会員は、カード利用に関し、次の費用を当社の請求により、支払います。</p> <p>①カードご利用代金明細書について、当社が郵送でお送りする場合の手数料 132 円(税込み)ただし、電磁的方法によるご利用代金明細書の提供を受けた場合、貸金業法および割賦販売法に基づき交付する場合、並びに当社が認めた場合は除きます。</p> <p>②支払遅滞時に当社が金融機関に再度口座振替を依頼した場合の当社所定の再振替手数料</p> <p>③割賦販売法又は貸金業法に基づく法定書面の再発行手数料</p> <p>④契約書類等に貼付する印紙代その他公租公課の支払に充てられるべきもの</p> <p>⑤強制執行の費用、競売の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの</p> <p>(3) 本人会員は、カードキャッシングを除くカード利用による支払金等の支払遅滞等、本人会員の責めに帰すべき事由により、当社が振込用紙を送付した場合の振込用紙送付手数料(1回につき 264 円(税込み))、当社が訪問集金した場合の訪問集金費用(1回につき 1,100 円(税込み))を、当社の請求により、支払います。</p>

会員規約改訂新旧表(郵便局値上げ対応)

ビジネスカード会員規約

第10条 (費用等の負担)

(1)会員は、毎月所定の日までに申し出ることにより、当月からカードご利用代金明細書のほか「ご購入商品明細書」を発行することができます。「ご購入商品明細書」の毎月の発行費用 110 円(税込み)はカード利用代金等とともに支払います。なお、「ご購入商品明細書」の発行を停止する場合は、毎月所定の日までに申し出ることにより停止できます。

なお、「ご購入商品明細書」発行は、株式会社コメリが行うサービスであり、株式会社コメリキャピタルが事務代行を行います。

(2)会員は、当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用(送金手数料等)を負担します。

(3)会員は、カード利用代金等の支払を遅滞したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料として振替回数 1 回につき当社所定の再振替手数料、当社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円(税込み)を、当社の請求により支払います。

ビジネスカード会員規約

第10条 (費用等の負担)

(1)会員は、毎月所定の日までに申し出ることにより、当月からカードご利用代金明細書のほか「ご購入商品明細書」を発行することができます。「ご購入商品明細書」の毎月の発行費用 132 円(税込み)はカード利用代金等とともに支払います。なお、「ご購入商品明細書」の発行を停止する場合は、毎月所定の日までに申し出ることにより停止できます。

なお、「ご購入商品明細書」発行は、株式会社コメリが行うサービスであり、株式会社コメリキャピタルが事務代行を行います。

(2)会員は、当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用(送金手数料等)を負担します。

(3)会員は、カード利用代金等の支払を遅滞したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料として振替回数 1 回につき当社所定の再振替手数料、当社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 264 円(税込み)を、当社の請求により支払います。

会員規約改訂新旧表(郵便局値上げ対応)

<p>アグリカード会員規約</p> <p>第10条 (費用等の負担)</p> <p>(1)会員は、当社に申し出ることにより、カードご利用代金明細書のほか「ご購入商品明細書」を発行することができます。「ご購入商品明細書」の1ヵ月分の発行費用 110 円(税込み)はカード利用代金等とともに支払います。</p> <p>なお、「ご購入商品明細書」発行は、株式会社コメリが行うサービスであり、株式会社コメリキャピタルが事務代行を行います。</p> <p>(2)会員は、当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用(送金手数料等)を負担します。</p> <p>(3)会員は、カード利用代金等の支払を遅滞したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料として振替回数1回につき当社所定の再振替手数料、当社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回につき 220 円(税込み)を、当社の請求により支払います。</p>	<p>アグリカード会員規約</p> <p>第10条 (費用等の負担)</p> <p>(1)会員は、当社に申し出ることにより、カードご利用代金明細書のほか「ご購入商品明細書」を発行することができます。「ご購入商品明細書」の1ヵ月分の発行費用 132 円(税込み)はカード利用代金等とともに支払います。</p> <p>なお、「ご購入商品明細書」発行は、株式会社コメリが行うサービスであり、株式会社コメリキャピタルが事務代行を行います。</p> <p>(2)会員は、当社に対するカード利用代金等の支払に要する費用(送金手数料等)を負担します。</p> <p>(3)会員は、カード利用代金等の支払を遅滞したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料として振替回数1回につき当社所定の再振替手数料、当社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付回数1回につき 264 円(税込み)を、当社の請求により支払います。</p>
---	---